

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	名古屋市

名古屋市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 名古屋市緑政土木局農政部都市農業課
所 在 地 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
電 話 番 号 052-972-2499
F A X 番 号 052-972-4141
メールアドレス a2461@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	名古屋市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	果樹	0 a

(2) 被害の傾向

守山区の東部の山沿いの地区で、令和元年度ごろより果樹等の農作物に被害が発生し、27 a程度の被害数値が報告された。

この状況を鑑みて、令和元年度より防止計画を策定し、被害防止対策協議会を設立して、地元農家（出荷団体）、猟友会、行政が一体となり被害軽減に努めた。その成果があり、令和6年度にはイノシシの被害数値の報告は0 aとなった。

しかし、果樹園近隣における目撃や生活被害等は引き続き報告されていることに加えて、以前イノシシが目撃されなかった地域からも目撃報告があるため、今後イノシシによる農業被害・生活環境被害拡大が懸念される。

守山区だけでなく全市的に、農業被害、近隣住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じる恐れがあるため、農家及び住民から積極的な捕獲を求める声が依然として上がっている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	0 a	0 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	守山猟友会が市内で箱わな、くくりわなを設置し捕獲に努めてきた。	住宅地に近い地域での捕獲作業になるので近隣住民への配慮が必要である。
	従来講じてきた被害防止対策	課題
防護柵の設置等に関する取組	農家が個々に設置する侵入防止柵にくわえて交付金整備事業による侵入防止柵を設置している。	侵入防止柵の適切な点検・維持管理を継続すること。

(5) 今後の取組方針

- ・くくりわなについて、出没状況に応じて適切に設置し、捕獲を継続する
- ・各農家と協力し、被害範囲の拡大を防止する。
- ・侵入防止柵の点検・維持管理を行う。
- ・農家を中心に鳥獣被害を防止するための啓発を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

被害状況から選定した場所に箱わな、くくりわなを設置し、捕獲を行う。住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるなど非常時の捕獲については、関係機関と連携し対応を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4	イノシシ	猟友会による箱わな、くくりわなの管理 協議会によるくくりわなの調達（消耗部品含む）
5	イノシシ	猟友会による箱わな、くくりわなの管理 協議会によるくくりわなの調達（消耗部品含む）
6	イノシシ	猟友会による箱わな、くくりわなの管理 協議会によるくくりわなの調達（消耗部品含む）

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲実績としては、令和4年度に7頭、令和5年度1頭、令和6年度2頭となっている。近年市街地での目撃情報もあり、被害の拡大が懸念されることから、令和7年～令和9年度の捕獲計画数は年間14頭を目指す。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ（頭）	14	14	14

捕獲等の取組内容
被害の多い地域を中心に、一年中箱わなとくくりわなにより捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当無し

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
名古屋市	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県から権限移譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	地域において整備の要望があった場合、検討や管理体制の調整を十分行ったうえで、必要に応じて適切な規模のワイヤーメッシュ柵などの整備を行う。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵の年2回及び非常時の点検	ワイヤーメッシュ柵の年2回及び非常時の点検	ワイヤーメッシュ柵の年2回及び非常時の点検

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

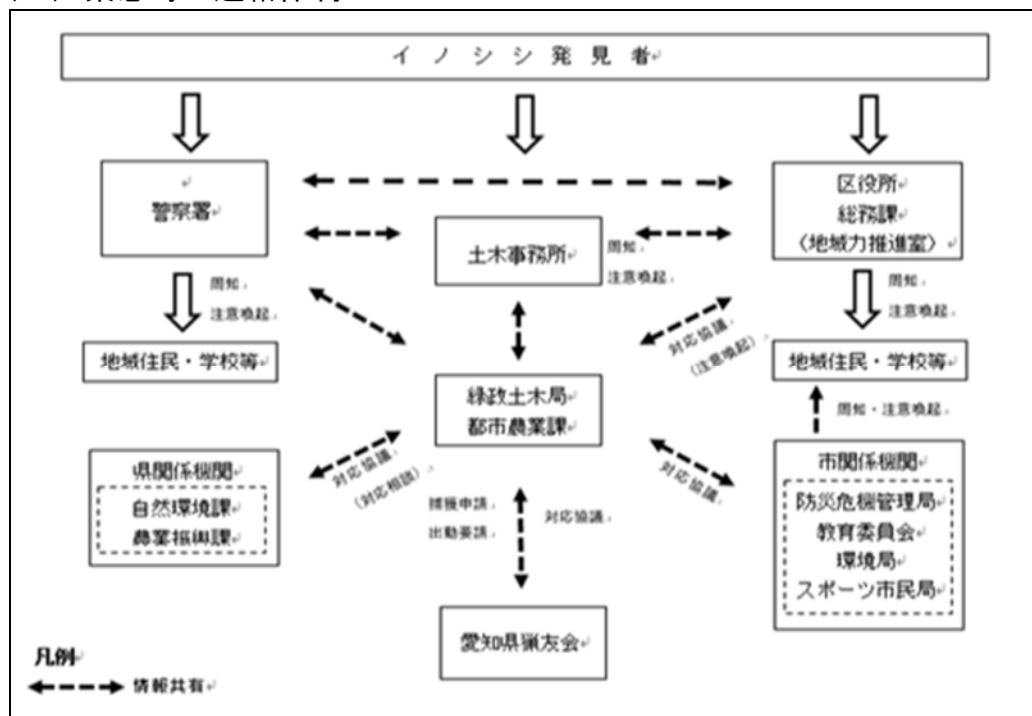
年度	対象鳥獣	取組内容
7～9	イノシシ	被害調査アンケートを作成し、正確な被害状況の把握に努める。 農家を中心に鳥獣被害を防止するための啓発を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
名古屋市	情報収集、連絡調整、現場確認、広報活動
猟友会	現場確認、捕獲の実施
警察署	住民からの通報を受けて、市に連絡、警察官職務執行法第4条第1項に基づく措置全般。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後、焼却処理施設にて焼却処分及び現地で埋却処分することを基本とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在、捕獲等した対象鳥獣について、利用は行っていない。 食品やペットフードとしての利用などについて、必要に応じて、関係機関等事業者と連携した取り組みを検討する。
ペットフード	
皮革	
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

現在、処理加工施設の設置に関する要望などはないが、地域から要望があった場合は、処理加工施設整備の検討に取り組む。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現在、捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組は実施していないが、必要に応じて、活動意欲のある者に対し情報提供などを行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
一般社団法人愛知県猟友会 名古屋支部守山猟友会	有害鳥獣に対する専門知識、捕獲体制に対する助言及び捕獲を行う。
東谷山ファーマーズ倶楽部 みのり	被害状況の把握及び情報提供を行う。
名古屋市東谷山フルーツパーク	被害状況の把握及び情報提供を行う。
名古屋市緑政土木局農政部 都市農業課	鳥獣被害防止対策協議会の事務局を務める。協議会の運営、各機関の連絡調整を行う。
名古屋市農業委員会事務局 東部・緑農政課 西部・守山農政課 中川農政課 港農政課	被害状況の把握及び情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛知県尾張農林水産事務所	捕獲技術や防除方法などの被害軽減対策の指導、助言等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当無し

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当無し

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当無し
